

一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会 認定研修施設規則

第1章 総則

第1条 目的

産婦人科領域における内視鏡手術に携わる医師の技術と知識を評価し、内視鏡手術（腹腔鏡およびロボット手術）が安全かつ円滑に実施される施設を認定し、本邦産婦人科領域における内視鏡手術の発展と普及を促し、さらには国民の健康維持に寄与することを目的とする。

第2章 研修施設の認定委員会

第2条 研修施設委員会の設置

日本産科婦人科内視鏡学会（以下、本法人と略記）は、前条の目的を達成するため、研修施設委員会を設置する。

第3条 研修施設委員会の構成

委員長1名と委員若干名は理事長が推薦し、理事会の承認を得る。

第4条 研修施設委員会の業務

研修施設の施設認定ならびに更新に係わるすべての業務を行う。

第3章 認定研修施設・研修連携施設の基準

第5条 産婦人科内視鏡手術の臨床研修を行うため、日本産科婦人科内視鏡学会認定研修施設（腹腔鏡およびロボット手術）を置く。

2. 次の各項のすべてを満たす施設を認定研修施設に指定する。

- (1) 研修施設の責任者は本法人の会員である。
- (2) 一般社団法人日本専門医機構における産婦人科専門研修基幹施設、連携施設のいずれかである。
- (3) 本法人指定の技術認定医が1名以上常勤している。腹腔鏡認定研修施設は腹腔鏡技術認定医が、ロボット認定研修施設はロボット技術認定医が1名以上常勤しているものとする。なお技術認定医が、週32時間以上もしくは週5日以上当該施設に勤務しているものを常勤とする。
- (4) 腹腔鏡認定研修施設の手術件数条件は、腹腔鏡手術が年間50例以上（当面の間）であり、ロボット手術を含める場合は25例までとする。ロボット認定研修施設の手術件数条件は、当該施設に稟事承認を受けたロボットがあり、婦人科領域のロボット手術を年間20例以上（当面の間）行った実績を必要とする。いずれも術式は保険収載されていることを要する。
- (5) 院内に他科のバックアップ体制があるか、緊密な連携が取れる病院がある。
- (6) 各種ガイドラインを遵守し、保険診療を適切に行っている。

※ロボット認定研修施設の手術件数条件を必要とした新規申請に関しては、2026年1月から施行とする。2025年時点で認定研修施設となっている施設については、次回更新の際に要件を満たすことを必要とする。ロボット認定研修施設に関しては、症例数の要件を満たすがロボット技術認定医が不在の場合には暫定認定施設へ移行する。

第6条 認定研修施設の指定を受けようとする施設が、第5条のすべてを満たさない場合は以下を満たすことによって指定申請の資格を得るものとする。

2. 第5条2. (2) の要件のみを満たさぬ場合は、その要件を満たす施設を研修連携施設とし

て申請する。

第4章 認定研修施設の業務

- 第7条** 認定研修施設は腹腔鏡手術においては適正で安全な治療を実施するとともに、実施した症例の数、術式、合併症、転帰などを報告する義務を負う。
2. 内視鏡手術に携わる医師の教育を行う。
 3. 認定研修施設の責任者は、技術認定のための研修医師を受け入れる事ができ、その研修内容を証明する。

第5章 認定研修施設の資格申請方法

- 第8条** この法人の認定研修施設を希望する施設は別途定める申請様式に従い、理事長に資格申請を行う。
2. この法人の研修連携施設は別途定める申請様式に従い、理事長に資格申請を行う。
 3. 申請を希望する施設は申請書に審査料30,000円を納付する。
 4. 理事長は、認定研修施設として妥当と認めた施設に対して、理事会の議を経て、本会認定証を交付する。認定証発行及び登録料は50,000円とする。

第6章 資格の更新

- 第9条** 認定研修施設の資格は5年ごとに更新するものとする。
2. 更新の審査は研修施設委員会が行い、結果を理事会に報告する。
 3. 申請を希望する施設は申請様式に従い、申請書に審査料10,000円を納付する。
 4. 理事長は、認定研修施設として妥当と認めた施設に対して、理事会の議を経て、本会認定証を交付する。認定証発行及び登録料は50,000円とする。
 5. 腹腔鏡およびロボット手術両方の認定研修施設である場合、2024年以降いずれかが更新される時に合わせて、同時に認定研修施設としての資格を更新することを可能とする。その条件については別に定める。

第7章 資格の喪失

- 第10条** 研修指導実績（年次）報告が果たされない場合および更新申請がなされなかった場合は、その理由を問わず施設登録が抹消される。
2. 認定研修施設が認定及び更新の申請に対して虚偽記載など不正な行為があった場合、本会の名誉を毀損する重大事象を起こした場合、研修施設委員会で審査を行い、理事会の議を経て、その資格を喪失させることができる。
 3. 該当施設が本規則第3章 認定研修施設・研修連携施設の基準 第5条2(1)～(5)における条件を満たさなくなった場合には資格を喪失する。
 4. 認定研修施設が第9条に定められた資格の更新を期限内に果たさない場合は、資格を喪失する。
 5. 認定研修施設の資格喪失に伴う再認定については、資格喪失後次に定める要件を満たさなければならない。
 - (1) 第3章 認定研修施設・研修連携施設の基準、第5条に掲げる認定研修施設基準がすべて満たされていること。
 - (2) 資格喪失に至った案件につき適切な対処が行われていること。

第8章 認定研修施設規則の変更

第11条 本法人が認定研修施設規則を変更しようとする時は、理事会の決議を経なければならない。

附則

- 1) 本規則は平成26年4月1日より施行される。
- 2) 平成 25 年 9 月 本規則の第 8 条、第 9 条を改定および平成 26 年 1 月 1 日より施行に改定。
- 3) 平成 26 年 3 月 本規則の第 5 条を一部改定。
- 4) 平成 27 年 9 月 本規則の第 10 条を一部改定。
- 5) 平成 29 年 12 月 本規則の第 2、5、10 条を一部改定および第 11 条を制定。
- 6) 平成 31 年 3 月 本規則の第 5、6、10 条を一部改定。
- 7) 令和 2 年 3 月 本規則の第 5、7、10 条を一部改定。
- 8) 令和 3 年 6 月 本規則の第 5、10 条を一部改定。
- 9) 令和 5 年 5 月 本規則の第 5、8、9、10 条を一部改定。
- 1 0) 令和 6 年 12 月 本規則の第 5 条を一部改定。
- 1 1) 令和 7 年 9 月 本規則の第 5、8 条を一部改定。